

広島大学文書館研究集会企画趣意書

平成27年10月9日

広島大学文書館

昨年、広島大学文書館は設立10周年を迎えました。これを記念して7月8日に「これからの大学文書館」と題して記念公開パネルディスカッションを開催しました。同パネルディスカッションを通じて、これまでの活動を総括するとともに、今後の展望について有益なご意見を数多くいただくことができました。10年間を振り返ってみますと、当館の活動は、施設の確保や人員の補強などアーカイブズとしての基本的な機能を整備することに重点が置かれてきたと言えます。こうしたなか平成23年4月1日に公文書管理法が施行され、当館が「国立公文書館等」として政令指定を受けたことは大きな成果の一つでした。

その一方で、当館が十分な実績を上げていない事項も多数存在します。こうした諸課題を解決することが、当館のさらなる発展につながるものと考えます。次の10年を展望し強化すべき事項を検討した結果、第一に研究機能の充実を図ることとなりました。そこでこの度、客員研究員・研究員・調査員の皆さまを中心とした「広島大学文書館研究集会」の開催を企画しました。本研究集会を通じて当館の研究機能の強化を図るとともに、諸課題の解決を試みてゆきたいと考えています。むろん一義的には当館の活動に資するために開催しますが、その成果については『広島大学文書館研究叢書』として広く世界に向けて発信し、今後も継続的に実施することによって、アーカイブズ全体の発展に寄与することを目指したいと考えています。

さて、本年は第一回研究集会のテーマとして「個人文書の収集・整理・公開に関する諸課題」を設定しました。公文書管理法の施行により、公文書の円滑な移管・公開という点については高い関心が寄せられてきましたが、同法第二条第五項に規定される学術資料の管理については、未だ十分な議論が尽くされているとは言い難いと思われまます。そのようななかで、大学アーカイブズが、どのように学術資料、特に個人文書を収集し、整理・公開していくかということが問題となりつつあると考えています。すなわち、①大学アーカイブズが個人文書を収集する意義、②収集する場合、どのような個人文書を収集すべきであるのか、③多額の費用と時間が必要な整理作業の合理化・最適化、④公開に際して公文書管理法との関係性はどのように整理すべきなのか、などが重要な論点と思われまます。

そこで、広島大学文書館では、研究員および調査員による知見を集め、現在の当館大学史資料室による整理・公開業務に資することを目的として、本研究集会を開催することとしました。つきましては客員研究員・研究員・調査員および本研究集会の参加者各位のご協力をお願いする次第です。(了)